

合法ハーブ等と称して販売される 薬物対策について

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

いわゆる脱法ドラッグについて

- 覚せい剤・大麻の成分に化学構造を似せて作られた物質などが添加された薬物が、合法ハーブ、お香、などと称して、店舗、インターネット等で公然と販売され、若者を中心に乱用が見られる。
- 乱用による健康被害の発生、麻薬等の乱用へのゲートウエードラッグ（入門薬）となるおそれがある。
- いわゆる脱法ドラッグ対策として、幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、薬事法に基づき厚生労働大臣が「指定薬物」として指定し、麻薬取締官・員、薬事監視員が監視・指導している。

「お香」「合法ハーブ」などと称して販売
(大麻類似成分など)



「ビデオクリーナー」などと称して販売
(幻覚剤類似成分など)



いわゆる脱法ドラッグが関係している可能性のある事例(新聞報道から)

○死亡

- ・H24年8月 (神奈川県)横浜市で男性が路上で暴れて保護された後、死亡。いわゆる脱法ドラッグと見られる液体を所持。
- ・H24年10月 (静岡県)部屋で暴れた男が死亡。部屋から乾燥した植物片が発見された。
- ・H24年11月 (東京都)いわゆる脱法ドラッグを吸引した女性が意識を失った後、死亡。

○交通事故(死亡、ひき逃げ、追突)

- ・H24年5月 (大阪府)いわゆる脱法ドラッグを吸引して車を運転した男が、商店街を暴走し女性をひき逃げした(危険運転致傷罪で起訴)。
- ・H24年6月 (京都府)いわゆる脱法ドラッグを吸引して車を運転した男が、追突して3人にけがを負わせた(危険運転致傷罪で実刑判決)。
- ・H24年10月 (愛知県)いわゆる脱法ドラッグを吸引した男が高1をはねて死亡させた(危険運転致死罪で実刑判決)。

○救急搬送

- ・H25年2月 (大阪府)いわゆる脱法ドラッグを吸引したとみられる高校生が下校途中に体調不良で救急搬送された。

○不審行動

- ・H24年10月 (東京都)いわゆる脱法ドラッグを吸引した男が上半身裸で小学校に侵入し、児童を追い回した。

脱法ドラッグ対策: 3段階の規制

脱法ドラッグ

- ・ 乱用に供することを意図して販売等がなされる → 一義的には無承認無許可医薬品として取締り
- ・ 人体適用(乱用に供する用途)を標榜せず、医薬品該当性の立証が困難
- ・ 依存性、精神毒性等の有害性が厳密に立証されておらず、麻向法の規制対象でない



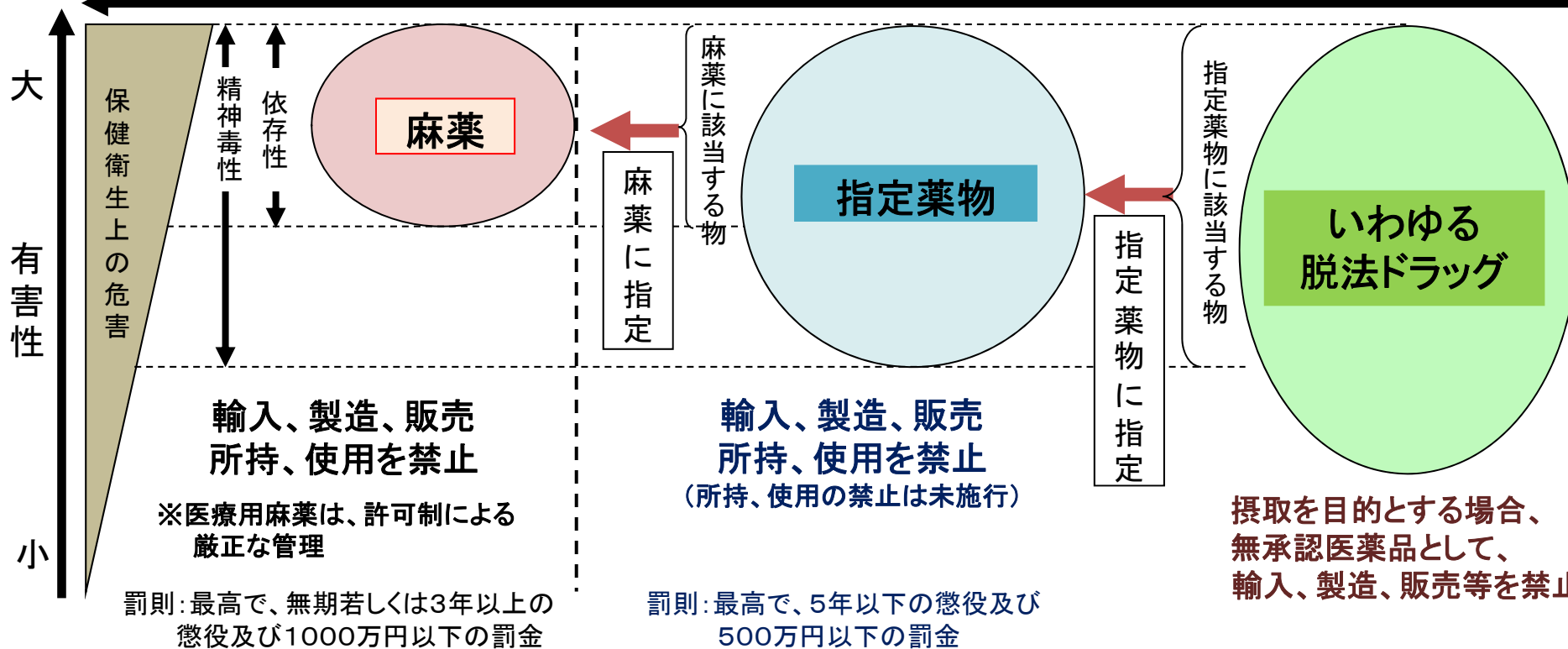
指定薬物

- ・ 精神毒性(幻覚、中枢神経系の興奮・抑制)を有する蓋然性が高く、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質
- ・ あらかじめ定めた正当な用途以外の用途を規制することにより、乱用を防止

有害性立証の程度

大

小



麻薬及び向精神薬取締法による規制

薬事法による規制

いわゆる脱法ドラッグの現状と最近の取組

<いわゆる脱法ドラッグの現状>

- ★ 店舗等による直接販売に加え、インターネットによる販売など、組織化・広域化の傾向
- ★ 販売が暴力団等の組織犯罪グループにより行われることがあり、薬事監視員による監視指導には限界
- ★ 規制を逃れるため新たな乱用薬物を海外から次々に導入しており、規制と規制のがれのいわゆるイタチごっこの状態が続いている
- ★ ネット、メディア等を通じて「合法」、「使っても罰せられない」などといった情報が流布
- ★ 乱用による健康への影響について、国民に十分知られていない

「いわゆる脱法ドラッグ法案」（麻薬及び向精神薬取締法、薬事法の改正）の施行

議員立法により成立（H25.5.17公布。10.1施行）

麻薬取締官(員)による取締

- ・ 国・都道府県に所属する「麻薬取締官(員)」に対し、司法警察職員として指定薬物に関する取締権限等を付与

指定薬物の疑いがある物品への迅速な対応

- ・ 薬事監視員等が、指定薬物の疑いがある物品を検査するために、立ち入りして、収去できるようにする。

薬事法の改正

(H25.12.13公布)

指定薬物の所持・使用の禁止

- ・ 指定薬物の単純所持・使用等を禁止

指定薬物の包括的な指定、監視指導の強化

○ 指定薬物への指定 68物質（H24.4）→ 1360物質（H25.12）

- ・ 迅速な指定（個別指定 96物質）
うち、海外で流通実態のある8物質は、国内流通前に指定
- ・ 指定薬物の包括的な指定（1264物質）

◇ 化学構造の一部が共通している物質群を包括的に指定

合成カンナビノイド系	770物質
カチノン系	494物質

○ いわゆる脱法ドラッグの情報提供・啓発、警察と連携した監視指導

◇ 「個人輸入・指定薬物適正化対策事業」の実施

薬事法等改正①（「いわゆる脱法ドラッグ法案」）

改正内容

平成25年5月17日公布、10月1日施行

○ 麻薬取締官・員による取締り等の範囲の拡充

- ① 薬事法上の指定薬物に係る罪について、司法警察員として職務を行えるようにする
- ② 指定薬物等に関し、廃棄、立入検査、収去等をする職権を行使できるようにする

○ 「収去」の権限の新設

厚生労働大臣又は都道府県知事は、薬事監視員等に指定薬物又はその疑いがある物品について、必要な限度で、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができるものとする。また、収去権限の追加に伴い立入検査の要件を指定薬物の規制に必要な場合に行うことができることとする

○ 罰則の制定

収去等を拒んだ場合には、50万円以下の罰金

薬事法等改正②

改正内容

平成25年12月13日公布

○ 指定薬物の所持・使用等の禁止

指定薬物の乱用を防止するため、新たに指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けを禁止する

○ 罰則

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

（※1）従来は輸入、製造、販売、授与、販売目的の貯蔵等を禁止

（※2）行政機関・大学等の学術研究・試験検査の用途、疾病の治療の用途等の場合は禁止しない。

（※3）業として販売又は授与の目的での貯蔵、陳列の場合、従来どおり、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金とする。